

平成19年9月 定例教育委員会 会議録

平成19年度塩尻市教育委員会9月定例会が、平成19年9月21日、午後1時30分、塩尻総合文化センターに招集された。

会 議 日 程

- 1 開 会
- 2 前回会議録の承認
- 3 教育長報告
報告第1号 主な行事等報告について
報告第2号 10月の行事予定等について
報告第3号 後援・共催について
報告第4号 市議会9月定例会報告について
報告第5号(追加提案) 10月1日付け人事異動内示について
- 4 議事
議事第1号 塩尻市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則について
議事第2号 塩尻市教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則について
議事第3号 塩尻市文化財の指定諮問について
議事第4号 要保護及び準要保護児童生徒の認定について <非公開>
- 5 その他
その他第1号 「豊かな心を育む市民の集い」について
- 6 閉 会

出席委員

委員長	百 瀬 哲 夫	委員長職務代理者	丸 山 典 子
委員	岡 本 た ま	委員	村 田 茂 之
教育長	藤 村 徹		

説明のため出席した者

こども教育部長	赤 羽 修	こども教育部次長	樋 口 千 代 子
教育総務課長	加 藤 廣	こども課長	小 島 賢 司
生涯学習部長	丸 山 保	生涯学習部次長	神 戸 保 潔
社会教育課長	白 木 進	短歌館館長	小 澤 潔
平出博物館長	小 林 康 男	図書館長	内 野 安 彦
スポーツ振興課長	竹 原 次 男	男女共同参画課長	山 田 昭 文
人権推進室長	青 木 弘 貴		

事務局出席者

教育総務課長補佐	横 山 雅 典	学校支援係長	羽 多 野 紀 子
教育企画係長	青 木 実		

1 開会

百瀬委員長 それでは、定刻でありますので、ただいまから9月定例教育委員会を開催いたします。よろしくお願いいたします。

2 前回会議録の承認

百瀬委員長 次第に従いまして、2番、前回会議録の承認からお願いいたします。

青木係長 前回会議録につきましては、現在、委員の皆様にご確認いただいているところありますので、確認が済み次第、速やかに署名をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

百瀬委員長 ただいま説明の通りであります、よろしいでしょうか。それでは、そういうことでよろしくお願いいたします。

3 教育長報告

百瀬委員長 3番、教育長報告に入ります。教育長から総括してお願いいたします。

藤村教育長 9月もそろそろ終わりに近づいてきたわけですが、連日30度を超える暑さでありまして、残暑というよりは、真夏日に戻ったような感じで、この総合文化センターも、また冷房を復帰していただいたようで、たいへんありがたく思います。いつまでこの暑さが続くかわかりませんが、峠を越した途端に夏バテが出てということがないように、お互いに気をつけたいと思います。

今朝、たまたま通勤途中にラジオを聞いてきたのですけれども、その中で国際柔道連盟の話が話題になっていました。これは、前にも少し報道で聞いた覚えがあるわけですが、国際柔道連盟の理事というのがありまして、日本からも山下さん、元オリンピック選手ですが、この方が今まで理事だったわけですが、今回の理事の選出の際に落選してしまい、国際柔道連盟の理事の中には、もう日本人はいなくなってしまったということです。これを聞いたときに、大変なことだなと、柔道というのは日本古来の武道の代表的なもの一つでありまして、当然、日本が中心になって今まで柔道を普及してきたわけで、今になって、しっかり中心になってやってきた日本から理事が選出されないというのは、一体どういうことなのかという、そういうことが今朝の話題になっていたわけでありまして、なぜ、いなくなってしまったのか、落選したのかということ、今、柔道というのはヨーロッパが中心のようですね。ヨーロッパでは、日本が目指す柔道の目的とは全く違う。日本は、当然、柔道を通して人づくりを目指している。最終的には、社会で活躍できる人間を柔道を通して育てるというのが、日本の柔道に対する考え方であるわけですが、ヨーロッパでは柔道をビジネスにしたい、柔道を手段、道具として儲けようという方向になっているということです。目的が全く違うという中で、日本が理事に入っているとやりにくい、それが一番の大きな原因ではないか、というようなことをラジオでは言っていたわけですね。

ヨーロッパというのは、フランスが中心ですが、例えば、柔道着は昔は白一色だったのですが、青の柔道着を認めるようになり、現在は白と青の2色になっているわけです。これをもう少しカラフルにしてアピールすると、人がもっと集まるようになる。柔道を経営の一つの手段として人を集めるには、やはり地味な柔道着ではだめだということで、赤の柔道着を作ったりとか、カラフルな柔道着にしてビジネスに結びつけていく。あるいは、

柔道着に広告を載せることによってお金を儲ける。ヨーロッパではそういう方向を目指して、日本の柔道に対する目的の違い、それがこういう結果になってしまったのではないかと、大変残念なことだと思います。

それに関連して、7月27日と、少し古いのですが、山麓清談というのが信濃毎日新聞に連載されておりまして、その中で、あるアーティスト、武藤さんという方、たぶん彫刻や絵の芸術家だと思いますけれども、その人が書いているのを書き留めたのがありましたので少し紹介したいと思います。彫刻や絵の基礎になるのは、クラシック、古典だと、この方は実感している。根っこにあるクラシックをしっかり勉強しないと、自分流の根は出てこない。根の浅い木は、いいかげんにしか育たない。そのことは芸術に限らず、何事もそうだと思う。と、この方は言っているわけです。柔道というのも、まさに日本の古典、古来の武道なわけで、これが何か違う形で、だんだん柔道そのものが変えられていってしまうということ、人間づくりを目指しているこの柔道の流れが変わってしまうということは、これは大変なことだなと思います。

この芸術家が言った、根っこにあるクラシックをしっかり持っていなければ、本当のものは育ってこないということ。日本は今、そういう大事なものをだんだん失いつつあるのではないかということが盛んに叫ばれてきておりまして、先程も少し出しましたが、学校教育の中にも剣道とか、そういった武道を取り入れようという動きも出てきています。そういうことを考えたときに、日本の伝統文化というようなものを大事にしていかなければいけないということ、この柔道の理事のことから感じさせていただきました。そういうものを学校教育の中でも、これからしっかり大事にしていかなければいけないと、そのようなことを思いました。

それから、連絡事項等でありますけれども、市では10月1日付けで人事異動を本年度から行うということで、本日、内示がありました。教育委員会に関係する部分についても、資料が配られているかと思いますので、あとで報告をさせていただきたいと思います。

もう1点、前から話題になっている全国学力テストに関してですが、9月中に、分析した結果まで各市町村のところに来るといわれていると言われていたわけですが、確認していただいたところが、どうも10月に少しずれ込むのではないかとということです。9月いっぱい、無理ではないかとということです。県教委には、市町村教委よりも、ほぼ1週間前に結果が送付されるということが前から言われていますので、市町村教委に来るのは10月の半ば少し前かなと、そのような状況のようですので、公表等につきましては、しっかり分析をし、その結果を踏まえて、序列化とか、あるいは競争が起きないような形で行っていきたい、そのように思っております。以上です。

百瀬委員長 はい、ありがとうございました。それでは、報告第1号に入りたいと思いますが、その前に、異動の内示はあとで、というのはどういう形になりますか。

藤村教育長 報告第4号のあとに、追加でお願いしたいということです。

報告第1号 主な行事等報告について

百瀬委員長 ということですか。わかりました。それでは、報告第1号、主な行事等報告について、お願いいたします。

加藤課長 <資料に基づき説明>

お手元の資料の1ページをご覧くださいと思います。ご覧いただいたとおりでございますが、ワークキャンプの12人でございますけれども、12か国からお越しになった

方々でございます。それぞれ市内の小中学校で交流をしていただき、大変成果が上がったということを知っておりますし、私どもも視察させていただく中では、子ども達も臆さずに外国人とお付き合いできたということでございます。あとはそれぞれ、早ね早おきの市民の集い、また野外留学体験を行っています。よろしくお願いたします。以上です。

百瀬委員長 生涯学習関係お願いたします。

神戸次長 5件ありますけれども、スポーツの大会、あるいは現在まだ進行中ですが、木曾漆器の魁展等、極めて参加者数も多く、魁展は推定ですが、好評でありました。以上です。

百瀬委員長 以上のようにありますが、質問等ございましたら、ご意見等ございましたらお願いたします。

岡本委員 1ページですが、9月8日の「早ね早おき朝ごはん・どくしょ市民の集い」に参加いたしました。講演のあとでお父さんたちが作った歌と体操の発表がありまして、それはとても良くできた歌で、また、体操も良くできていて、市民の人たちがこういうふうにご協力くださるということは、本当に良いことだなと思いました。そのあと、子どもたちの作った標語についての発表があったのですが、それについて少し思ったことですが、子どもたちは、やはり自分が作った標語ということで、楽しみで舞台の上に登ったと思います。時間的な問題もあったのかもしれないのですが、自分が作った標語を1人ずつ、子どもたちの声で発表してもらったらもっと良かったのではないかなと思いましたので、来年は、そういうことも少し参考にしてやっていただけたら、と思います。以上です。

百瀬委員長 ほかにございますか、よろしいですか。ないようですので、次に移ります。

報告第2号 10月の行事予定等について

百瀬委員長 報告第2号、10月の行事予定等について、お願いたします。

樋口次長 子ども教育部からお願いたします。まず1点、訂正ですが、10月6日土曜日の読書講演会、担当課が家庭教育室になっておりますが、図書館の誤りですので訂正をお願いたします。10月11日木曜日、午後2時から中学校合同音楽祭があります。また、午後6時30分から有害自販機条例市民懇談会がございますので、委員全員の御出席をお願いたします。10月12日金曜日午前10時から御野立記念祭がございますので、御出席をお願いたします。10月19日金曜日ですが、午前8時出発ということで県市町村教育委員会研修総会がございますので、全員の御出席をお願いたします。会場は飯田文化会館になっております。10月23日火曜日午後1時30分から定例教育委員会を開催いたします。10月26日金曜日ですが、午後2時から長野県視覚放送研究大会塩尻大会をレザンホール他で開催いたしますので、全員の御出席をお願いたします。以上です。

百瀬委員長 生涯学習部関係。

神戸次長 直接、委員の皆さんにかかわる行事は、特にありませんので、ご覧のとおりでございます。

百瀬委員長 はい。質疑等ございましたらお願いたします。

村田委員 10月11日の有害自販機の関係ですが、市民懇談会となっておりますが、これはどのような形で進められるのでしょうか。

百瀬委員長 はい。お願いたします。

小島課長 市民懇談会ということで、広く呼びかけをする予定であります。呼びかけの方法

といたしましては、市の広報10月1日号に出させていただきますし、あとは、一般報道、それから市のホームページということになります。ここまでの間、いろいろ報道はされていますけれども、それに対して直接私どもに反対、賛成を含めてお話ししていただいた市民の方はお一人だけという状況でございます。そういう中では、せっかくの機会でございますので、多くの方にお集まりいただくために、関係団体の代表の方等には、別途ご案内をさせていただきたいと考えております。内容につきましては、条例の骨子レベルから少し進めた形で御提示して説明して、それに賛成反対を含めた意見を可能な限り多くいただきたいと考えておりますし、条例の考え方について、その場で市民の皆さんにも御理解いただけるように説明をしっかりとしたいと考えています。

百瀬委員長 はい。ありがとうございました。よろしいですか。

村田委員 懇談会という形なのですが、そこでいろいろな議論が交わされるのか、また、どちらかという市側の考え方を皆さんに御理解いただくものなのか、どちらのパターンでしょうか。

小島課長 基本的には、私どもとしては、まず市民の皆さんに、この機会に説明をさせていただく時間をとらせていただきたいと思います。そこから先、説明後の御意見につきましては、お聞きする部分はお聞きして、また、条例について更に深い説明が必要な場合は説明をさせていただくという考え方しております。実際にどのような空気になるのかはわかりませんが、賛成の立場でのお話や御意見もあるかと思っておりますし、心配されている方もいらっしゃるれば、その点も含めた発言があるかと予想しています。

百瀬委員長 よろしいですか。

村田委員 はい。ありがとうございました。

百瀬委員長 少し関連して私から一点、主催は教育委員会ですか。

小島課長 これは、市と教育委員会と、両者の主催という形にさせていただきます。

百瀬委員長 そういうことですか。ほかに、よろしいですか。

報告第3号 後援・共催について

百瀬委員長 それでは次へ移ります。報告第3号、後援・共催について、お願いいたします。4ページからですね。

加藤課長 子ども教育部関係ですが、27番から29番までの3件でございます。塩筑吹奏楽祭など、それぞれ開催を予定しておりますが、ご覧のとおり、問題なく後援をさせていただくものでありますのでよろしくお願いいたします。

百瀬委員長 生涯学習部、お願いします。

神戸次長 生涯学習部も問題なく、後援をするものです。よろしく申し上げます。

百瀬委員長 質疑等ございましたら、お願いいたします。よろしいですか。それでは次へ移ります

報告第4号 平成19年塩尻市議会9月定例会報告について

百瀬委員長 報告第4号、平成19年塩尻市議会9月定例会報告について、事務局からお願いいたします。

加藤課長 事前に資料を配布させていただいておりますけれども、本日差し替え資料をお配りさせていただきました。と申しますのは、中身はほとんど変わってはおりませんが、誤字等があったり、表題等についても訂正がございましたので、差し替えさせていた

だきました。よろしくお願いいたします。内容につきましては、事前に配布させていただいたものとほとんど変わっておりませんので、ご覧になっていただいた中で、御質問等が
おありになるようでしたら、お願いいたします。

百瀬委員長 はい。わかりました。ということで、特に事務局からの説明はないわけであり
ますが、委員さん方で気がついたことがございましたら、どこからでもお願いいたします。

岡本委員 10ページの石井議員の質問の「中学校の部活動の現況と教職員の指導体制につ
いて」の中に、 のところで「文化系の部活動が少なくないか」という御質問がありまし
た。私も、この会議でも何回か言っていることなのですが、議員さんの質問の中にも、と
きどきこういう質問が出ていますので、もう少し教育委員会や、学校側としても何か解決
策と言いますか、そういうものが探れないかといつも思っています。

「多数の希望者があれば学校側としても検討する」とか、「指導者の不足が課題になって
いる」とか、いつもそのような答えをいただくのですが、実際には、たとえば県外に目を
向けてみれば、それほど大きくない市でも、文化系の部活動を5、6個くらい、吹奏楽部
を始めとして他のいくつかの部を用意しているような学校もありますので、そういったと
ころの例を参考にしながら、指導者不足ということはありますけれども、地域に開かれた
学校ということを提唱しているのであれば、地域の力も借りながら、なんとか子ども達に
そういう場を提供できないかと思えます。

私がちょうどデイサービスに母を迎えに行ったりするとき、中学校から帰宅してくる
子ども達に会うのですが、たぶん時間的に考えて、いわゆる帰宅部の子ども達だろうと思
うのですけれども、何となく、その足取りとか、友達と話しながらぞろぞろ帰っていく姿
が、私の主観かもしれないけれど、何か燃焼しきれないものを持って、このまま家に帰っ
て何をやるのかなというような雰囲気はどうしても見えてしまいます。また、午後6時か
ら7時の間に車を走らせていますと、今度は部活を終えて家路を急ぐ子ども達に会うので
すが、その子ども達は、体は疲れているけれども、でも足取りはしっかりとしたものを感
じて、やはり充実した1日が終えられたというように私には思えるのです。

石井議員もおっしゃっていましたが、私の子どもの頃も、体育系の部活と文化系の部
活が用意されていまして、私は体力に自信がなかったものですから、毎日辛い練習に耐え
るのは少し大変だということで、週1、2回の文化系の部活に入りました。そのおかげで
高校、大学は思い切って体育系の部活に入るという選択もできたのではないかと思います。
中学校の大事な時期に、授業だけではなくて、同じ年齢の子ども達と、成績とは全然関係
のないところで一緒に共に時間を過ごすとか、同じ志を持った子ども達同志が集まって、
同じ時間を過ごすということは、やはり大事だと思いますので、もう少し、教育委員会と
しても何とかできないかなというように思っていますので、またそちらも情報がありまし
たら教えていただいて、良い方向に持って行っていただければと思います。

百瀬委員長 文化系クラブの関係であります。教育長、何かありますか。

藤村教育長 確かに部活で子どもが育つという面は大きいと思います。ただ部活動というの
は、個人の希望と言いますか、個人の意志で参加しているのが現状で、首に縄を付けてと
にかくやれという問題ではないというのが一つあります。今、帰宅部という話もありまし
たが、その子ども達は、その子どもなりに何か考えがあるのではないかと思います。

学校ではできるだけ部活に入るようにと勧めていますので、それにもかかわらずそうい
う状況であることの一つとしては、例えば、文化系の部活がどうしてもやりたいのにな

ということも当然理由としてはあるだろうと思います。なぜ文化系の部活がなかなか設置できないかということですが、実際には3つくらいの文化系の部活を行っている学校があります。当然その学校も、運動系の部活も10くらいあるのですが、更に文化系も3つか、一番多いところは4つくらいでしたか。

羽多野係長 吹奏楽、それから合唱部、美術部、家庭生活部ということで、運動系以外に文化系が4つ設置されている中学校が一番多いところですよ。

藤村教育長 それで、その中学校の場合を見ると、やはり職員数がかなり多いということが一つあると思うのです。それから職員構成と言いますか、なかなか勤務時間後に残って部活の指導ができないという状況や、子育てとか、家庭の事情とか、いろいろな要素で、なかなか子ども達1人や2人の希望では部活が設置できないという事情はかなりあると思うのです。一般的に言いまして、運動系の部活が9とか10になると、顧問が張り付くと大体いっぱいになってしまいます。1人では、遠征したりとか、他の学校へ行って試合をやるとか、そういうところは難しいので、生徒指導上も、2人が正顧問、副顧問というような形で入っているということで、人的な面で各学校は本当に苦慮しているというのが実態です。そのようなことで、少数の希望者には他の部活に回ってもらったりとか、帰宅部とか、そういう子どもも中にはいるわけですがけれども、学校としてはやりたい気持ちはあるのだけれども、なかなか今までできなかったというのが実情です。ただ、今お話のように、社会人の指導者のような方をお願いできることになれば、部活動における危険も少なくなり、1人の顧問、学校の先生が1人くらい付けば全体の管理は出来るかなということ、文科系の部活動も可能になるのではないかとも思いますので、改めて、また学校にも働きかけて行きたいと、今のところはそうように思っています。

百瀬委員長 よろしいですか。

岡本委員 はい。

丸山代理 今の外部指導者についてですけれども、予算面というような点で考える余地が市としてはありますか。というのは、運動系では社会体育ということがあって、学校の先生が対応できない場合でも、保護者側で社会体育の組織を別格で作って、費用的な面でも保護者が多少は負担しながら活動しているようですが、文化系の、たとえばお茶であるとか書道であるとか、今日、たまたま新聞に市内の高校の生徒が県展で賞をいただいたという記事がありました。こういう、例えば書道をやりたいという子ども達がいたとすれば、その指導者になれるような方を週に1回でもお願いできるかということ、なかなか無償でというわけにはいかないかなと、特に文化系の場合は思います。ですから、そういう場合の支援が市でもできれば、学校側でも導入しやすいのかなと思います。今、藤村教育長がお話されたように、学校の先生が1人で全体を統括できても、指導の面で特に専門的なところが分からなければ、かえって意味がないと思いますし、加えて、例えば美術部というのが以前ありましたけれども、美術の先生がその担当になるわけではなくて、別の部活を担当しているようなこともあって、学校の中でも先生方のやりくりが大変なのかなと思うのです。専門性を持つ方をお願いするとなれば、予算面で多少の配慮がないと難しいのかなと思っていますが、考えていただけるのでしょうか。

百瀬委員長 はい、課長。

加藤課長 できる限り配慮するという部分を含めまして、今ご存じの学校支援ボランティアや、また学校評議員等の中で外部講師をお願いするというような予算付けをさせていただいております。この中で、対応できる部分があれば対応させていただき、またボランティ

アとしてできる限りお願いしていくと、大変幅が広がっていく可能性がありますし、また講師の先生においては、私は10万円、私は千円で良いよということもあるかもしれません。そういう中で、私どもも知恵を絞りながら、また皆さんのお知恵をお借りしながら、広げられることはできるだけ安価に上がるような形で広げていきたいと事務局では思っておりますので、よろしくをお願いします。

百瀬委員長 今、外部講師というような形でお願いしている方は、人数的には何人ぐらいですか。そういうクラブの指導関係では。

藤村教育長 スポーツ関係では、かなりいると思います。20人程度は。

竹原課長 社会体育関係では、中学校は県からの補助制度がございまして、エキスパート事業というようなことで、1人限度額が1,500円となっております。それで12か月行っていて、保険も含めまして補助を受け、指導者の方にお渡しをしながらという形で動いているものがございます。

百瀬委員長 それは、運動関係ですか。

竹原課長 はい。確か、平成18年度は23人いたということで、1、2名のずれがあるかもしれませんが、そのように記憶しております。

百瀬委員長 文化系の関係で、たとえば吹奏楽とか、そういう関係での外部講師をお願いしているとか、そういうことはありますか。

藤村教育長 ないですね。それは、学校の先生が行っています。

加藤課長 社会人講師として、学校支援ボランティアの延長線上で社会人講師と両方登録されている方もおいでになるのですけれども、ありとあらゆるケースにすぐマッチングする方は、例えば華道とか茶道とかいう人はなかなか出てこないのです。実際には師範免許をお持ちになっている方もおいでになると思うのですけれども。だいたい今、さまざまな分野で70から80名の方がおいでになって、学校の特別授業等で講演をお願いしたり、そういうことではご利用させていただいているものです。

藤村教育長 部活は毎日なものですから、大変なのです。

百瀬委員長 文化系は、毎日ではなくても週に2日とか、そういう形もとれるのではないのでしょうか。

藤村教育長 子どもにとっては、やるからには、やはり部活動は毎日というのが望ましいと思いますね。

百瀬委員長 文化系は、そうは言っても、なかなか難しいですよ。高校でも毎日そうは一生懸命やってはいないようですし。

岡本委員 関連して、私が中学校で入っていた部活のことを今思い出していたのですが、先生は顧問としてきちんといたのですけれども、あまり先生は来てくれなくて、その時間に集まって子ども達で何か調べたりとか、わからないことがあったときに先生に相談するとか、そういう形が多かったのです。もちろん専門家にきちんと教わって、例えばコンクールに出るとか何か賞に応募するとか、そういうことが必要なこともあるかもしれないけれども、そうでない部活でも良いのではないかなと私は思っているのです。今、あまりにも上へ行くために何かをしようということが多すぎる中で、そういうことがなくても、その時間に部室に集まって、仲間達とどうしたら良いか、こうしたら良いかと悩んでみたりとか、そういうような部活があっても良いと思うので、例えば先程のお話でしたら週1回は講師に来てもらうけれども、別の1回は子ども達が集まって何とか自分の力でやってみるとか、そういういろいろな考え方ができると思いますので、子ども達が集まる場所として

の、そういう場の確保という意味でも、部活動というのは意味があるのではないかなと思います。

百瀬委員長 また、校長会と言いますか、学校とも話をしていただきたいと思います。他にございますか。

丸山代理 15ページの青柳議員からの「起業家教育推進事業の成果」についてなのですが、これはトレーディングゲームで、今回の広報にもいわゆるサポート者というか、親に協力を得られればということで募集の案内が載っていましたが、何年か前に娘の学校では、なかなかサポート者が得られなくて、とん挫するということがありました。意義みたいなものについて、なかなか現場ではわかっていないところがあるのではないかなと思います。広報にあのように載っていて、今、現在募集に応じて、手を挙げている方がたくさんいらっしゃるのか、それとも探すのに苦労していらっしゃるのか、どうなのかなという事が一点と、あともう一つ、起業家教育というのはある意味では拝金主義というのですか、株でいくら儲かった、儲からないというようなことを盛んに子ども達が行うので、一見すると、経済至上主義みたいなことになり、教育がその方面に引っぱられている感かして私は最近嫌なのですが、どうもそういうように少し煽るような形になっているので、バランスが必要かなと思います。現場の教職員の方はどんな反応なのかというように思います。先生方も、もしかしたらそういうことに懸念があって、積極的ではないようなこともあるかもしれないと思いましたので、伺いたいと思います。

加藤課長 具体的な部分につきましては担当からお答えしますが、内容は、株というよりも、自分達で架空の物を作って、話し合っって売る。そこで、こういう物が欲しいというところから値段が出てきてしまうものですが、完全な株取引、利ザヤだけの部分でなくして、相手が何を求めているのかということについてコミュニケーションをしながら、進めていくゲームの形です。講師につきましては、今年の予算上の中では、講師の育成費を計上させていただきながら、応募があった方については講習をして、適正に来年、再来年にも繋がるような形にして行きたいと思っております。人数的なもの、また具体的なものについては、担当から説明いたします。

羽多野係長 本年度の事業については、11月から市内の7か所か8か所の小学校で実施を予定しております。ゲームの進行につきましては、チーフとなって進めていただく講師の方が1人と、その授業をサポートしていただく方が3人の、計4人で初めて授業が成り立つという形です。3人のサポーターにつきましては、その都度PTAの方などをお願いしておりますが、やはり平日ですから、興味があってもすべての方がご都合がつくものではないということもあって、かなり人を集めるのに苦労している部分があります。

お手伝いをいただくサポーターの方は、事前のちょっとした研修で良いのですが、1番のメインとなって進めていただく講師の養成が必要となりますので、それが今、広報で募集をかけているものになります。市内外を問わず、当日学校に来ていただいてお手伝いいただける方をという募集の仕方をしておりまして、現在3人程の方が申し込みをされているところです。実際の枠は10人程度を考えておりますので、途中、集まりぐあいをみながら、過去にサポーターとして参加していただいて、経験があるような方達にも声をかけていくなど、多くの方に講師の資格というか、経験を積んでいただきたいと考えて、今、募集活動を行っております。

百瀬委員長 よろしいですか。

丸山代理 現場の先生方の御理解ということについては、以前は、先生方の御理解がどうも

少なく、必要性というか意義のようなものを感じていらっしやらないように思えたのですが、今はそういうことはなくて御理解いただいた上で導入をしてくださっているということによろしいですか。

加藤課長 今は、そのような声は聞いておりませんし、昨年の実情をお聞きすると、子ども達も喜んで、感想としても普段とは違った体験になったということをお聞きしておりますので、身に付いているのではないかと思っています。

丸山代理 はい。わかりました。

百瀬委員長 よろしいですか。他にございますか。

村田委員 非常に広範なテーマ、分野にわたりまして、かなり本質的なところから……まで、こんな言い方をすると怒られてしまいますが、両部長にお聞きします。この中で、どういう質問を、重大質問と言いますか、どのように捉えていらっしやるのかということ。それと、もう1点、有害自販機の話の中で、何か所かに質問がありますが、市議会側の今の状況というか、市議会の対応というのを総括的にご説明いただければありがたいのですが。

百瀬委員長 まず、前半の部分を両部長から。

赤羽部長 今回の議会は、いろいろ細かい点がありましたが、一般質問でしたので、議員さんの中でも、自分の思いを伝える場であったらうかと思えますけれども、今回は3人の方から、有害自販機についての御質問が集中してきたという感じはしています。

やはりこの問題については、最終的にこの3人の方は、2人の方は早急に作るべきということであり、1人の方は表現の自由、これについて問題はないかということでした。そのようなことでありますので、十分これについては精査しながら制定に向けて進めて行くという回答です。

ただし、12月に提案出来るかどうかということについては私どもも不安があります。何の不安かと言いますと、これから10月にかけて具体的には動き出して行くには、まず罰則規定があるものですから、どうしても検察庁協議が必要で、これがどのくらい時間がかかるか読めないところであります。実際には、平行して進めていかなければいけないのであろうし、また、パブリックコメント、これは私どもの内規の中で最低でも1か月、30日はどうしてもとらなくてはならないという状況でありますので、これと合わせると、なかなか12月というのは苦しいところです。ただ、もしかすると今日の午後の定例記者会見で、この問題について市長が12月に提案するというような答えをするかもしれないので、そうしますと私どももそれに向けていくこととなりますが、もちろん有害自販機に特化したものということで考えておりますので、これについては全般的な流れを見ますと住民の理解を得られる可能性は十分高いと思います。

議会の中では、表現の自由について問題だと言いながら、こういった環境の悪化、環境が悪いということは認識しているわけです。表現の自由について少し異論があるというようなことでございますので、それについても御理解いただきながら進めたいと思っています。ただ、私どもは、表現の自由については、最高裁の判例もありますから、あまり議論を深める気持ちは持っておりませんが、その判例をもとに進めていきたいと考えています。今回の議会はそのようなことで、特に有害自販機、それから全体の流れを見ますと子どもの教育に関する問題の質問が多かったという感じがしております。以上です。

丸山部長 生涯学習部の関係につきましては、今まで実施してきている内容について、議会側から正して、それをどうこうするというような質問はなかったように私は判断しており

ます。特に、今回作りました「学びの道」について、非常に良い本なので活用して生涯学習に役立ててもらいたいというような意見がありました。それから、中原議員のところ、中央スポーツ公園の芝の管理をどうやっていくかという点については、工夫してやりたいということです。芝のサッカー場というのは非常に少ないということですが、このあいだも県のサッカー協会に聞いてみたところ、塩尻の中スポのピッチは、大体、東南アジアの公式のピッチの平均的なレベルだそうです。周辺から見るとどうということはないのですが、中へ入ってみるとゴルフのターフを取ったあとのピボットみたいなものがいくつかあるということで、こういうものは1年かけて種を蒔いてやっていてもなかなかだめなので、サッカー場の芝というのは独特な芝で、いくつかブレンドした種を使っているものらしいのですが、そういった同じような芝を別の所に植えて置いて、切り取ってきて、その都度貼り付けていったら、もう少し簡易な補修ができるのではないかとということです。これはできることなので、早急に芝の専門家と相談しながら実施していきたいと思っています。

それから、一般質問の中で、体育館の関係で、今アンケート調査をしているのですが、それはどこで実施して、どういう形で活用するかということです。これは、研究委員会として、市民がどう捉えているか、体育館の必要性についてどう考えているかということについて、前回教育委員会の協議会でもアンケートをお示しましたが、そのような内容で答えさせていただいて、現在、まだ集約しているところであるという答弁をさせていただいております。

あと1点、28ページをご覧くださいと思いますが、福祉教育委員会の中で、何人もの議員から質問がありました。これは実は、オンブズマンから、今回の補正予算の妥当性について如何か、本来、当初予算で計上すべきではないかということで、補正でやるべきではないという意見を議長宛に出されたということがあり、この資料には8点ほど書かせていただいておりますけれども、それぞれの議員から集中的に質問をいただきました。議員とすれば、最終的には、「総合グラウンドには、路上駐車などで非常に迷惑をかけている人がいるので、ぜひ駐車場が欲しい」という集約で終わったのですが、オンブズマンから議長宛てにそういった注文が出されて、常任委員会の中で議論されたことは初めてでしたので、少し紹介だけさせていただきました。以上です。

百瀬委員長 はい。ありがとうございます。自販機の問題も、先ほど部長からありますがよろしいですか。ほかに。

丸山代理 19ページや他にもありますが、児童館の指定管理者について、前回の定例教育委員会のおきもお伺いしましたが、指定管理者を導入しているところがたくさんあるわけではないのに、特に塩尻市でこれを考えたという理由の一つに、公営以上のサービス提供が導入の意義であるという答弁がございまして、普通に考えて公営以上のサービスというのは、具体的に市の職員でなくなった場合に、どういうことが期待できるのかを、お聞きしたいと思います。それから、私はたまたま運営協議会にかかわっているのですが、親御さんがどんどん共働きになっていく中で、子ども達が集う場所というのは、児童館とか児童クラブとか、そういうところが非常に多くなってきていると感じます。先日、児童館の保護者会長の方と話をしたときに、「上の子は4年生になったら放り出されてしまって、せっかく児童館ができたけれども人数が多いのでそこにはいられない、だから危ないかもしれないけれど運動場で遊ぶことにする」ということでしたので、そういう話を聞くと、指定管理者にするということが、果たして将来的に本当に良い環境になるのか、どうなのか。普通は、財政面からそういうことを考えていくように思ってしまうのですが、実際に

子どもにとって学校の次の居場所作りとしての児童館というところに、真っ先に指定管理者というものを導入するということは、どういう意図、方向性を持って考えているのかということ、少しお伺いしておきたいと思います。

赤羽部長 指定管理者というのは、地方自治法の改正によって進められています。それによって、平成18年の9月でしたが、それをもって指定管理者、あるいは直営かということを決めなさいということです。その中で、今回は新しい施設です。特にここはふれあいセンターというお風呂が付いている施設が併設されている。そのようなことで、複合施設であるものですから、設計の段階から、きちんと分けてそれぞれ管理ができるかどうか、その検討から始まりまして、最終的には共有出来るものがたくさんある、あるいは児童館の部分の図書室だとか、遊戯室もそうですけれども、そういったところはふれあいセンターと十分交流しながら、あるいは共通の中での利用ができるということです。そうすると、オープン的な施設にしていかなければいけないことを十分考えなければいけない。事務室もそうです。2つ作るのではなく、一つの施設の中に事務室を構える。そのようなことがあって、基本はそのようなところからです。ふれあいセンターを指定管理者にして、では児童館部分だけを切り離して直営でというのは、なかなか難しいということがあります。

それと、もう一つは、指定管理者というのは今の行政の中の流れでありますので、そのような考えもございまして、複合施設がゆえに指定管理者を導入していくという基本的な路線を決めたということです。それから、将来的には、議会ではこれについては特に答弁をしていなかったのですが、現在、放課後児童プランを策定しなければいけない状況にあります。長野市が少し動き出しましたけれど、教員のOBを募集しても、なかなか集まらないというようなこともあるようです。それから、基本は文科省で言っている放課後児童教室、これについては学校の施設を使いなさいということですが、国からの補助によって無料で対応できます。今回のこの児童館はもちろん無料ですけれども、児童クラブはおやつ代をいただいているという状況があります。全19市を見たときには、児童クラブについては、10市くらいは有料化されているわけです。そうすると、私どもも将来的には、というのは近い将来という意味ですが、児童クラブ有料化というのも考えていかなければいけないのではないかなというように思っています。ただ、今言ったように、文科省で進める居場所づくりをどう位置づけるか、こちらは無料ですから、そのへんの捉え方が難しいかなということで、十分研究していく必要があるだろうと考えています。有料化になりますと、自動的に長野、上田、松本もそうですけど、指定管理者として、1部あるいは全部を委託しているわけですから、そういったことも将来的には考えていく必要があるかなと、考えています。今言ったように、放課後児童プランを、子どもプランの中でどういう捉え方をしていくのが一番良いか、難しい面があるのではないかなということ。将来的にはやはり今言ったように、児童クラブは有料化の方向が望ましいのだろうという考えですので、今後の動きとすれば指定管理者の方向に動くだろうということです。もちろん、本会議では、そこまで触れませんでしたけれども、そのようなところです。

丸山代理 そうしますと、ふれあいセンターが併設されているのは洗馬児童館ですね。他の、例えばこのあいだできた大門児童館とか、ああいう独立館については考えていないということですか。児童館への指定管理者制度の導入ということになれば、一緒に思えるのですが、これは洗馬の児童館のみということで、他の児童館とは関係ないということでしょうか。

赤羽部長 はい。児童館は、市内の子どもであれば、誰が利用しても良いわけです。その児

童館と、その中に洗馬の子どもを対象にした児童クラブを入れるということです。そのような状況です。

丸山代理 では、この塩尻市児童館条例の一部改正というのは、いわゆるふれあいセンターに併設された洗馬の児童館についての改正ということなのですか。

赤羽部長 そうということです。

丸山代理 そうしますと、その前の答弁の中で、児童館の職員と保育園との人事交流に意義があるとありましたけれども、そのところは整合性がとれるのですか。

赤羽部長 人事交流というのは、指定管理者にしてしまうとなかなか難しいだろうと思います。具体的には社会福祉協議会にお願いする方向を主流に今は動いていますが、ただ社会福祉協議会の理事会ではまだ具体的な検討まで至っていませんので、これからの話になると思います。どんな方法でできるかということですが、やはり児童福祉法に基づいた児童館の施設ですから、どういう採用をするかということだと思います。そこは少しくエスチオンマークが付くのですが、ただ、やはり経験がある者ということになると、何らかの形で子どもの職員と交流が取れるような方法を考えるのが良いかなと考えています。あまり具体的には言えませんが、そのようなわけで、御理解いただきたいと思っています。手法はいくつもあると、そういうことです。

丸山代理 わかりました。

百瀬委員長 社会福祉協議会の理事会で、私も理事の1人なのですが、たぶんいろいろ意見が出ると思います。特に、人事や職員の配置について、どうなるのかということについては、確かに指定管理者制度の中では不安があったりしますので、研究していかなければと思います。

赤羽部長 少し具体的になりますけれど、今も社会福祉協議会とは人事交流をしております。それを少し拡大することが可能かどうかはわかりませんが、そのようなことも少し考えられないことはないという感じはしておりますので、このへんで御理解いただきたいと思います。

百瀬委員長 よろしいですか。他に。なければ、次へ進みます。

報告第5号(追加提案) 10月1日付け人事異動内示について

百瀬委員長 それでは報告第4号を終わりにして、先ほど追加ということで、第5号として、人事異動の内示があったようですので、その報告をお願いいたします。

樋口次長 お手元に人事異動内示の資料をお示ししてございますけれども、本日内示がありましたので御報告させていただきたいと思います。太字になっているところが教育委員会関係でございますのでご確認をよろしくお願いいたします。なお、教育委員会の歓送迎会を10月5日に予定しておりますので、詳細は後日お知らせいたしますが、ご都合を付けて御出席をお願いしたいと思います。以上です。

百瀬委員長 はい。具体的な内容は、この資料を見て欲しいということですね。

樋口次長 はい。よろしくお願いいたします。

百瀬委員長 何かこの件について、ございますか。よろしいですか。はい。ありがとうございました。それではちょうど1時間たちましたので、10分程休憩をしたいと思います。40分開始ということでお願いいたします。

< 休 憩 >

赤羽部長 すみません、始まる前に一点。先ほど、指定管理者が始まったのが平成18年からと言いましたが、平成17年の9月だと思えます。訂正させていただきたいと思えます。

百瀬委員長 わかりました。それでは休憩をといて再開したいと思えます。私の予定では休憩無しで1時間くらいでというつもりでおりますが、よろしくご協力をお願いいたします。

議事第1号 塩尻市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則について

百瀬委員長 それでは議事に入ります。議事第1号塩尻市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則について、議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

加藤課長 前回の教育委員会の席上で報告案件として提案させていただきまして、本来これは議事ではないかという御指摘を受け、再上程させていただくものですので、よろしくお願いしたいと思います。概要につきましては、教員住宅の取り壊しに伴い必要な改正をするものと、もう1つは団地の所在地に錯誤があったものについての修正でございますのでよろしくお願い致します。

平成18年度末では68戸ございましたが、黒崖の団地等を壊しまして、現在59戸を所有しているという状況でございます。大変古くなってきておりまして、現在民間からの借り上げをしながら、18戸を教員住宅として対応しているところでございますので、よろしくお願いしたいと思います。以上です。

百瀬委員長 ありがとうございます。質疑等ございましたらお願いいたします。はい、どうぞ。

丸山代理 直接このこととは関係がないのですが、教員住宅に、例えば不具合があった場合は、毎年住んでいらっしゃる先生方から要望していただいて、直してもらえるような形になっているのですか。

加藤課長 状況はいろいろございますけれども、こちらでは、一般で言う家主が直さなければならぬ部分、また本来入居されている方が直すべき部分に振り分けまして、できるだけ早急に、集中管理を含めて修理修繕等をさせていただいております。

丸山代理 標準仕様といった点についてですが、たまたまある先生から伺いましたが、例えばこの夏は猛暑でしたが、お風呂があってもシャワーがなかったとか、教員住宅と言えども、いわゆる人としてスタンダードに暮らせる住まいであるべきと考えた時に、この教員住宅については、設備が整っているかどうかということは把握していらっしゃいますか。

加藤課長 施設内容につきましては、家賃が3,000円、4,000円からでございます。御覧になっていただくと、壊したのなどは、昭和40何年という大変古い施設がございます。古いものについては順次取り壊して民間住宅等に切り替えていくということを基本に考えておりますので、後は条文の中にもございますけれども、入居している先生方から改修希望のあった場合には協議をして改修できるという部分もございますので、多少お金がかかる訳ですが、そんなことを含めて御説明をして、100パーセントではないのですけれども御理解いただいておりますのでよろしくお願い致します。

丸山代理 はい、わかりました。

百瀬委員長 よろしいですか。他にございますか。

村田委員 基本的な問題なのですが、ここで9号から57.51とかありますが、この数字は何でしょうか。

加藤課長 これは、規則上の表の中での面積、建物の延面積でございます。

百瀬委員長 平方メートルですか、単位は。

加藤課長 そうです、57.51平方メートルということです。

村田委員 その右側の9,300は、賃料ということですか。

加藤課長 はい。

百瀬委員長 これは、表のある一部分だから単位がないのですね。

加藤課長 改正文では一部分になってしまいますので、31ページの参考の表を対比して見ていただければ、分かりやすいと思います。

百瀬委員長 隣のページの表の単位ですね。わかりました。

よろしいですか。他にございますか。はい、どうぞ。

岡本委員 この表では、広さと貸付料月額がそれほど対応していませんが、それは、新しさとか設備の状態とか、そういった基準が何かあるのでしょうか。

百瀬委員長 事務局、お願いします。

加藤課長 例えば、66号、67号は46.36平方メートルで4,000円、また中ほどの47号からは39.81平方メートルでありながら1万2,800円というのは、建築年数とか当時の時価とかそういうことを含めて決定しているものでございます。

百瀬委員長 基本的には建築年度ということですね。

加藤課長 100万円かかっているのか、200万円かかっているのか等を含めて、総合的な判断の中で数字を決めているということだと思います。

丸山部長 私、以前教員住宅を担当していましたのでご説明しますが、今持っている教員住宅は、賃貸分は別として、すべて長野県の学校公立共済から借金をして造っています。その造ったときの経費を基に、細かい数字はわからないのですが、例えば償却年数が木造の場合は35年ですのでそれを考慮して先生方からは大体その半分くらいの負担を目安に賃料を積算して、出している数字がこの月額幾らという形です。塩尻はそのようなやり方をやってきたのですが、旧榑川村分の奈良井とかとかそういう所の住宅は必ずしもそうではないかもしれません。例えば良い先生に来てもらうために良い住宅を安く貸すような政策的なこともありますので、これだけでただ単に単価が高い安いというのは言えないと思います。

百瀬委員長 榑川地区のものについては少しそのへんの配慮がある、ということですか。

丸山部長 はい、その可能性もあるのでわからないということです。塩尻市で建設した分は、一応建築費に対して、償却年限と先生の負担分とで大体同じになるくらいのイメージで、月額賃料を決めたという記憶があります。

百瀬委員長 よろしいですか。他にございますか。なければ、これにつきましては特に反対意見がありませんので、原案で承認をしたいと思いますがいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは議事第1号につきましては、原案通り承認をしたいと思います。

議事第2号 塩尻市教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則について

百瀬委員長 議事第2号を議題といたします。塩尻市教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則について、を議題といたします。事務局からお願いいたします。

加藤課長 それでは33ページでございます。これにつきましては、先の定例市議会におき

まして、塩尻市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の議決をいただいております。あわせて条例の施行規則も10月1日をもって公布するというごさいますので、教育委員会におきましても、市の規則を準用させていただきながら、本来紙ベースで申請すべきものを、電子計算機等での申請を可能とするものごさいますので、よろしくお願ひします。以上です。

百瀬委員長 質疑等ごさいましたら、お願ひいたします。

村田委員 多少この件に関わっているのですが、県が電子申請申告システムを共同利用型で進めていて、その塩尻市としての利用を開始するというごさいと理解してよろしいごさいか。

加藤課長 そのとおりです。

百瀬委員長 よろしいごさいか。他にごさいますごさいか。

村田委員 ちなみに塩尻市としては、教育委員会がらみとしては、ごさいという手続を考えていらっしゃるごさいのでしょうか。

百瀬委員長 事務局、お願ひいたします。

青木係長 教育委員会では、ごさい御質問ですけれども、塩尻市としてもこれを定めてごさいに申請許可の手続の方にもごさいっていくものは、今の所は想定されるものがないごさいように伺っております。市町村の手続ですごさいと使用料の徴収を伴うものが多いものごさいですから、現金の収支の関係の問題をクリアしないごさいといけないごさいということがあり、今回の条例規則の制定につきまごさいては、ごさいまずはインターネット等でも申請ができるごさいように環境を整える目的で定めるごさいことごさいとしております。内部の審査委員会でも、具体的にすぐやるものがないのに定めるのはごさいどうかごさいという議論もあごさいりましたが、村田委員ごさいさんのお話にもあごさいりましたけれども、県下統一の取組みごさいということごさいで制定するものごさいと考えております。

百瀬委員長 よろしいごさいか。

村田委員 では、当面具体的な手続について、予定はないごさいということごさいなのごさいですね。

青木係長 そのごさいように伺っております。今現在、施設利用の予約ごさいですごさいとかごさいそういった形での市民サービスはインターネット等で行われておりますし、今回の手続では個人認証ごさいですごさいとかごさいそういったセキュリティーの部分も課題となりごさいますごさいので、本当の意味での申請許可につごさいいてはごさいもう少し先になるごさいと思ごさいいます。それにつごさいいても市長部局の方ごさいと歩調を合わせながらやごさいっていくごさいことごさいになるごさいと思ごさいわれます。

村田委員 確ごさいか、県の方ごさいが5月1日から3申請ごさいくらいの手続をスタートごさいしてごさいいて、10月1日から各市町村が一ごさい斉にごさいという形だごさいったごさいと思ごさいいますが、このへんごさいの動向を見るごさいということごさいもあるごさいでしょうごさいし、本来は手続ごさい自体がネット上ごさいで完結できるものごさいがあまりないごさいというごさいところに問題ごさいがあごさいたり、添付の書類がごさいたくさんごさい必要だごさいたりごさいというごさいようなごさいことで、ごさいそういう意味では手続ごさい自身の見直しをごさいしない限りごさい多分ごさいごさいこのごさいサービスの共用ごさいというのごさいは実現ごさいできないごさいようなごさい気がごさいします。そのへんごさいはやはり教育委員会ごさいとしても利便性ごさいは十分あごさいるごさいと思ごさいうので、御検討ごさいをお願ひごさいしてごさいいただごさいきたいごさいと思ごさいいます。

百瀬委員長 よろしいごさいか。ごさいどうぞ。

岡本委員 今の説明ではごさい少しごさいわかりごさいにくいごさいところごさいがありごさいまして、条例が制定ごさいされてごさいいて、それに対する詳細な事項を定めたものごさいが施行規則ごさいであると、制定理由にはごさいそのごさいようにごさい書いてあごさいりますごさいけれども、今回は、施行規則につごさいいて議論をごさいするごさいということごさいなのごさいでしょうごさいか。条例の方ごさいは定ごさいまごさいてごさいいて、もう承認ごさいされてごさいいるごさいのですごさいか。

加藤課長 条例につごさいいては議会の方ごさいで議決ごさいされてごさいいて、それにつごさいいて市で定めた規則を教育委員会ごさいで準用ごさいさせていただきますごさいというものごさいです。組織が市長部局ごさいと教育委員会部局ごさいというごさい2

つになっておりますので、簡単に言えば、条例上は、塩尻市教育委員会と塩尻市という2つのものが出てくるという形になっております。

百瀬委員長 よろしいですか。

岡本委員 こういった文章とか形式については市長部局で決められているので、こちらでも同じものを採用してそれを承認するということなのですね。

加藤課長 はい、そうです。

村田委員 答えていただけるかどうかわからないのですが、本人認証が必要かどうかという話と、具体的な本人認証手段はどのようにお考えになっているのでしょうか。

百瀬委員長 お答えいただけますか。

加藤課長 申し訳ございません。市の方で論議をしたものを準用させていただいたものから、そこまでは少し正直な話まだ勉強不足でございます、大変申し訳ございません。

百瀬委員長 よろしいですか。

村田委員 はい、わかりました。

百瀬委員長 他にございますか。これは市長部局と同じ規則ということですよ。全く同じ規則。

加藤課長 はい、そうです。

丸山代理 やはり、具体的にこれを導入するにあたっては、色々とセキュリティーの問題であるとか、そういうことについてまだはっきりと詰めていないので、一応条例だけは施行するけれども具体的に実施するかどうかということについては、まだ見通しは立っていないということでしょうか。

加藤課長 具体的な事例として、今の村田委員さんがおっしゃるような本人認証をすることについても、事前に暗証番号を登録してやるのかというようなところはまだ明確にはできておりません。ただし、環境だけは整えてすぐにやれるような状況にまで、塩尻市の条例を整備しておくということと、先ほどお話にあった10月1日からの県全体の動きと合わせて制定をしたということございまして、まだ煮詰まっていないことが多く、実際具体的に何を今後対象とするか、例えば就学をするための申請を具体的にこういう形で保護者ができるようにするか、まだそこまでは詰めていないという状況ございまして、先ほど御指摘のように、できるものはできるだけ早い時期に、お金が伴わないものなどはできるだけ早く導入できるように、考えていきたいと思っております。

丸山代理 長野県が遅れていて今まで導入しなかったわけで、他県ではすでに導入されていて結果として市町村レベルでも、たくさんの市や教育委員会でもそういうことが行われているということですよ。

加藤課長 具体的な実態は、そこまで調べていないのですけれども。

村田委員 後発ではあります。結局、総務省あたりも色々やっているのですけれども、利用率が上がらないのです。利用率が上がらない理由については、第一陣の方がまとめたりしているのですけれども、やはり基本的なところは、行政の窓口から見ますと色々な方が一日にたくさんの同じ手続きを行っているのですが、住民からみれば、何年かに一度やるような手続である訳です。そういうものの電子化ということに対しては、やはり認知度がどこまで上げられるかという話と、どういうサービスを提供していくのかという企画の問題です。長野県は、本当に後発です。先進ではないです。

加藤課長 お話が多少ずれてしまうのですが、確定申告も今インターネットで国税局とつながっています。しかしながら、私どもも実際に行っていないという状況もございまして、

そういったことも大きな課題かと思っているわけでございます。

百瀬委員長 他にございますか。

村田委員 少し忠告ですが、これについては、塩尻市は参画を表明していますから、10月1日から解禁されるはずで、ですから、何もサービスをしないということは、問題です。そういう意味では、教育委員会としてもやはり積極的に検討していくことは必要かと思えます。

百瀬委員長 という意見でございますが、よろしいですか。それでは議事第2号につきまして、特に反対意見はございませんので、原案の通り承認をしたいと思います。

議事第3号 塩尻市文化財の指定諮問について

百瀬委員長 それでは議事第3号に移ります。塩尻市文化財の指定諮問について、を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

白木課長 それでは40ページからお願いいたします。塩尻市文化財の指定諮問をお願いするものです。文化財の指定については、教育委員会が文化財保護審議会に諮問いたしまして、その審議会から答申をいただき、それを基に教育委員会で御決定をいただいて告示行為の後に文化財として指定されるという段取りになります。今回、候補物件として2点、市の天然記念物と有形文化財として指定していきたいということで、文化財保護審議会に、この2点の指定についての諮問をすることについて、御決定をいただきたいものでございます。

今後、どのような予定で進めるかということですが、41ページの文化財保護審議会の会長への諮問については、今のところ10月17日に審議会を開催する予定でありますので、その17日に諮問をしていきたいと思っています。

審議経過について、42ページをお開きいただきたいと思います。すみません、表題の塩尻市文化財保護新議会の「しん」の字が違っております。新しい「新」を審議会の「審」に直していただきたいと思います。

平成18年度に2回、文化財保護審議会が開かれました。その都度、文化財の指定候補物件については会議事項の俎上には乗せておまして、これを実際誰が調査をして調書を誰が作るのかという話まで進みまして、ウラジロモミの方については平成18年の2月、仁王門の方については今年、平成19年度の第1回文化財保護審議会で調書の取りまとめを、文化系の職員が担当して行うということになり、第2回の7月24日の審議会において、一応調査の粗々のことについて審議会の先生方に御意見をいただき、概ね調書ができ上がったとみても良いということで、教育委員会の方からの正式諮問をいただくような指示でございました。

43ページの候補物件調書1「下西条のウラジロモミ大樹群」ここには「の」を入れてありますけれども、以下、他の書類は全部「下西条ウラジロモミ大樹群」ということにさせていただきます。これを市の天然記念物として指定いただきたいもので、本数は13本です。指定基準としては、天然記念物の指定基準の(2)のイにある、植物であって代表的な原始林、稀有な森林植物相という基準に適用するのではないかとということです。このウラジロモミは、推定樹齢が200年、所在地は下西条、所有者は市有林ですので塩尻市です。該当物件については、胸高周囲が165cmから453cm、樹高が20mから39mにわたるということです。ウラジロモミは、日本特有の常緑針葉樹で成長すると20mから30mに達する高木ということですから、私どものところは立派にその域に達していま

すし、特にたくさんあるということは珍しいのではないかとというのが、概要でございます。

次の44ページには写真が出ております。この写真は、45ページにあります「樹木の大きさ」の9が相当いたします。調査報告は、審議会の大木先生に書いていただいたものですが、内容としては、草刈場の山焼きの時に、沢に隔てられていたまま残ったものということです。いずれにしても大変古いものであるということで、お願いをするわけです。

次の46ページの地図で、下西条の矢沢川を上って行きますと、JRの奥の方に大曲りのところがあります。それをなお南へ行きますと、山ノ神公園とか溜まらずの池というのがあります。臼ヶ沢の方から霧訪山の方へ行く登山道がございます。それをなお真っ直ぐ南に行きますと、道が大きく曲がっていて、実線で書いているところまでは少し大きな道で、車もゆうに入れます。この沢に川止めといいますが、砂防ダムがありますけれども、その道から約100mあるかどうかという所で、大変近くでございます。それが47ページの方に、大体これは200分の1ですが、このような間隔でウラジロモミが13本あるという内容です。ちなみに、ウラジロモミの大きさですが、もう一度45ページに戻っていただいて、44ページの写真を見ながら聞いていただければと思いますけれども、9番目の胸高周囲が453cm、4m53cmでございます。どれだけ大きいかということですが、市の天然記念物は全部で13件ございまして、贅川のトチの木、これは県の天然記念物でとても大きいものですが、胸高が8.6mです。また、ジャンボカラマツというのが権兵峠にございますけれども、これは林野庁で全国の大きな森の巨木という中に選ばれたもので、周囲が3.9mということですから、こちらのウラジロモミの一番大きいものの方が太いということでございます。そんな大きいものを合わせて13本あるということで、是非とも天然記念物にするということについての審議会への諮問についてお認めを願いたいと思っております。

それから次の48ページでございますけれども、これは有形文化財として、永福寺の仁王門の文化財指定についての諮問をお願いしたいものです。これについても指定基準の8番ですが、建造物で流派的又は地方的特色において顕著なものということで、流派的ということについては、この永福寺の観音堂が市の有形文化財として指定してあります。これを造ったのが、少し概要を読ませていただきますと、三間一戸楼門、入母屋平入、棧瓦葺、桁行7.44m、梁間4.36m。永福寺仁王門は、立木音四郎種清により、明治27年に完成。この27年の確認というのは、50ページに棟札がございまして、この明治27年ということでこれをもって完成ということで判断をさせていただいております。それから立木音四郎種清という方が造ったのですけれども、これは立川流二代目立川和四郎富昌の弟子で、和四郎、専四郎と並び、立川流「諏訪の三四郎」のうちの一人ということです。

この、立川であったり立木であったり、これは同じと解釈していただいて結構なのですが、普通立川流と言いますけれども、永福寺の観音堂を造られたのが二代目の富昌さんです。そういう地方色のある立川流の流れを汲む師匠、弟子が永福寺でそれぞれ建てられたということについては、流派的にはおもしろいのかなということです。それから、木鼻の一部に未完成の箇所が残存しているものがあり、彫刻技術上からも貴重ということです。木鼻というのは、49ページの下の写真にございますけれども、丁度この梁のところ、象ですとか、麒麟ですとか、そんな形で出ているもので、その木鼻の装飾が面白いということと、一部未完成のまま残してあるという特長があるということです。

それから、塩尻の有形文化財の中で山門が指定になっているのは、贅川に観音寺という

お寺がございまして、その山門が指定になっております。観音寺の山門も楼門形式ということで、楼門形式であるのはどうも永福寺と観音寺の2つだけではないかということで、それも貴重であるということも提示理由の1つにさせていただいております。贅川の観音寺については年次的にはもっと古いのですけれども、こちらは明治27年ということで1895年、今から100年少し前ということで、若干新しい感じはしますけれども、最近で言えば松本の信大の校舎、大正年代のものが国の重要文化財になったということでございますので、これは楼門であり、なおかつ立川流ということも含めて、選定をお願いしていきたいということで、諮問についての議事とさせていただきますので、よろしく願います。

百瀬委員長 ありがとうございます。2件について御説明をいただいたわけでありませけれども、質疑等ございましたらお願いいたします。

丸山代理 指定になれば、補助というか、保護をするのにあたって市から色々な補助金が出て、存続するのに良い環境になっていくということもあるのですか。

白木課長 一応条例上では、修理とかをする場合には予算の範囲内で補助することができるようになっております。もちろん私どもとすると、文化財を守るということでは、充分な手立てはしたいということもありますが、予算が限られておりますので、その中でいかに文化財として認知していくかということところです。たてまえ的には、大規模改修の時にはしっかり予算を要求してみたいということですが、今後の指定の方向とすると、やはりしっかり自分で守っているところは手をさしのべて、また、市の所有であるような所については当然市が見ていくべきものですので、そのように進めていきたいということです。

文化財保護審議会の傾向も、今まで文化財の指定にはとても慎重なところがございまして、なかなか件数が出ていませんでした。平成16年以降文化財指定をしたのが北小野の御柱の無形文化財の1つだけですので、4年目にして、今回指定追加が2つということです。今後予定としては、塩尻にありますカラマツを考えています。

文化財関係については、国の登録有形文化財の制度でも、所有者の自覚を促すということで大体15万円くらいのプレートが来るだけで、後は所有者の方の設計の補助が出るだけで後は一切出ないけれども、それを皆さんに勧めていこうかなと思っています。

丸山代理 ウラジロモミの場合は、東地区に住んでいても知らないでいましたので、見に行くにはすごく奥へ入って行かないといけないものなのか、少し上がって行けば見られる所なのかわからないのですが、指定になってみんなが見に行きたいというようになれば、整備がされるのかとか、東地区にまた名所が増えるのかと少し期待があったりしますが、そういうことまでは考えてはいなくて、単に指定をしましょうというだけのことなのでしょうか。

白木課長 このウラジロモミについては、下西条のグリーンパトロールとかで霧訪山に行く地図を作っているわけですが、霧訪山への山岳ルートからもすぐです。車で行っても、沢の砂防堰堤の本当にすぐ20mくらい下で車を止められますから、それから歩いて行けば100m行かないうちにたくさん見られます。そこは砂地というか砂利のような斜面ですので、もし多くの方が見に行かれるのであれば、市としても歩道の柵止めのようなものは考えていかざるを得ないのかなと思っています。また、実は今回、下西条区で作りました霧訪山登山の案内パンフレットの中には、すでにこのウラジロモミのこの写真が使われていまして、それはもうすでに配布されている状況です。

百瀬委員長 私は山ノ神までは行ったことがあるのですが、山ノ神からは距離にしてどのくらいですか、車で何分くらいとか。

白木課長 車でしたら、5分くらいですね。この道を真っ直ぐ行って、これ以上は行けないというようなところなのですけれど、大きく曲がる所で止めていただければ、すぐです。

百瀬委員長 はい、わかりました。よろしいですか。他にございますか。なければこの2件について文化財保護審議会に諮問をするということで決定してよろしいですか。では、そのように決定します。ありがとうございました。

議事第4号 要保護及び準要保護児童生徒の認定について

<非公開>

5. その他

その他第1号 「豊かな心を育む市民の集い」について

百瀬委員長 5番その他に入ります。その他第1号、「豊かな心を育む市民の集い」について、説明をお願いいたします。

山田課長 それでは、一番最後の51のページ、豊かな心を育む市民の集いの関係でございますが、これは毎年、教育委員会関係の都市宣言に係る3課で、持ち回りといいますが、当番制でやっておりますけれども、当初7月を予定しておりましたが色々な関係で11月17日ということになりましたので、それについてお願いしたいというものでございます。

場所は総合文化センターの講堂でございます。内容につきましては、オープニングをアルパの演奏で川窪裕子さんをお願いしまして、その後講演ということで、男女共同参画に関係する方をお願いいたしました。21世紀職業財団長野事務所所長さんであります長坂広子さんに「人生を豊かにするワーク・ライフ・バランス」ということで、最近ワーク・ライフ・バランスが話題になっておりますので、広く啓発していきたいものです。200人以上ということで予定しています。委員さん方にも是非お願いしたいということと、委員長さんにもまたお願いしたいことがございますので、またよろしくお願いしたいと思います。裏にチラシを用意しておりますので、合わせてよろしくお願いいたします。

百瀬委員長 ありがとうございました。何か質問等ございましたら。

岡本委員 昨年もこの集いがあったと思うのですが、昨年の講師はどなたでしたか。

山田課長 坪井節子さんです。

岡本委員 坪井さんですね。その時に思ったのですが、講堂ではたくさんの人でいっぱいになってしまっていて、とても良い内容だったので、こういう内容であったらレザンホールもあることだし、そういう大きな所でお聞きしたかったと思ったのですが、今回もまた講堂でということなのですが、大丈夫なのでしょうか。

山田課長 そのへんのところも色々検討したのですが、本当はレザンホールを取りたかったのですが、日程の都合でどうしても取れなくなってしまいました。毎年同じ日ということも、それぞれの担当の課の関係もございまして難しく、日を例えば人権なら人権の推進週間に合わせていきたいと考えるとレザンの方が押さえられなくなっているとか、そのような関係で今回も取れなかったという経過でございます。ですから、日程的にもっと早く考えてやっていければ可能かとも思うのですが、講師の方の予定もあるものですか

ら、レザンの方がどうしても取れない場合がございます、そんなふうになってしまうということです。

百瀬委員長 よろしいですか。

丸山代理 先日の、早ね、早おきの講演会の時には、できれば中ホールよりも大ホールの方が良いと申しまして、会場を換えていただいたのですが、実際に佐藤あやこ先生の御講演の時には、先生自身も「これくらいの人数で良いわ」と残念そうに、少し皮肉めいたことをお話ししなければならない程の人数でした。昨年の坪井先生の時には、参集範囲が地域の方々が多く、たぶんこの3つの課に関わっているのも、良い悪いは別にしまして、あて職の方々、区長さんであるとか、分館長さんであるとかがお見えになって多くなっていたのですが、早ね、早おきの時は、自主的にというか学校側にはお願いをしたと思いますが、たまたま行事が重なっていた日でもありまして、PTA作業の学校もあったりして、そんな状況になったようです。ですから、もう少し良い方向で会場のキャパに応じた対応が必要で、ご講演される方もあまり少なければ淋しいし、かといってあまり手狭なようでもいけないので、設定をするときにどの範囲にお願いをして、どれくらいの方が集まるのか予測を立てて会場を決めるということは、とても大事なことだと思いました。

また、今、岡本委員さんがおっしゃっていたように、去年の坪井先生のお話は、是非学校に行っている子ども達の親であるとか、そういう関係者に来て欲しい話であったと思いますが、今回の講演は、たぶんそうではなくて夫婦の関係であるとか、会社の上役の方であるとか、そういう方に聞いていただきたいものであると思いますので、お願いする組織とかを具体的につかんでおいて、会場の大きさを考えることはとても大事だと思います。もしかすると大勢になってしまうかなという気もいたします。以上です。

百瀬委員長 なかなか予測がつかないようなことが多いので大変だと思いますけれど、企画を早めにしていただいて、3課の連携をしっかりとやっていただいてということかと思いません。

確かに去年、私ももったいないと思いましたので、また研究をしていただいております。よろしいですか。それでは、事務局からの案件は以上です。委員の皆さんから、何かございましたら。

丸山代理 1点ですけれども、今朝の新聞で中学校のLL教室があまり活用されていないので廃止をして、もっと学校の授業に使えるものということが載っていましたが、私は今年たまたま中学校を回らせていただいていた時に、やはりほとんど使っていなかったという状況で、LL教室という設備がありながら、今はあまり活用されていないということが塩尻市でもありましたので、どのようにお考えになっているのか、予定がもしあればお願いします。

百瀬委員長 お願いいたします。

加藤課長 今御指摘の部分につきましては、極端に言えば倉庫代わりになりつつあるということも現実に見受けられます。これではいけないというのは充分理解しておりますので、備品の問題、また補助金の問題等々を含めて、改良できる場所があれば、より有効に活用できる方法に向けた取り組みを進めていくということでもよろしくお願ひしたいと思います。

百瀬委員長 他によろしいですか。

村田委員 今回も行事の報告をいただいている、こういう紙を作ることも自身また追加のお仕事を願ひしていることになっているのではないかと推測をしているわけですが、何か良いことしか書いていなくて、良かった良かったということの文章なのですね。次の反省をどう生かそうとしているのかということと、イベントがたくさんあり過ぎて参加する方も困っ

てしまうということで、そのあたり何か考えていかななくてはならないことがあるのではないかと気がします。たまたま前回の時に、参加人数をひとつの成果資料にしませんかということだったのですけれども、今の「豊かな心を育む」というところでも、例えば参加人数を200人と予定しますということは、それに対して誰にどう伝えていくかというように動きが変わってくるはずです。せっかく時間をかけてお金をかけてやるのだから、対象のところに的確にイベント効果が出てくる、色んな啓蒙活動が進んでいくことが本来だと思います。やったから仕事が終わりでなくて。そういうことからするとこの表では、やりました、やりましたという話しか書いてなくて、では良かったのか悪かったのかについては何も情報がないですね。どのように今回の動きを見ているか、というところが。

たまたま私はこの「早ね、早おき、朝ごはん」に参加させていただきましたが、あれだけの推進部隊があるのならもっとたくさんの方が行くのかなというような気がしていて、さらにこれが今年度の教育委員会のメインテーマということからすると、こんな状況で良いのかな、全然浸透していないのではないかなという印象を逆に持ちました。勿論、先ほどありましたようにパパ友とかの積極的な企画はあるのですが、そういう中で年度のメインテーマの中で、半年くらい経ったところであの程度の参画ということに対して、本当に良いのか。結果をどう捉えているかということをお聞きしたいのです。たまたま今「早ね、早おき」の話をしましたけれど、1個1個の企画に対してどうであったかということで、例えば「早ね、早おき」はどのように考えていらっしゃるかということです。

百瀬委員長 この報告の形といたしますか、考察というのか課題というのか、そういうものも含めて報告をしていただきたいと、このようなことですかね。何かお答えいただけることありますか。

樋口次長 では、今「早ね、早おき」ということでしたので答えさせていただきます。一応500人を目標にやらせていただきまして、企画自身は非常に良い企画であったと私は評価しております。出席人数等については、講演の内容を少し精査しまして、19団体の青少年健全育成に関わる皆様に推進委員会となっただいて、そちらも再三呼びかけをしたり、小中学校保育園の保護者にも2回通知を出ささせていただいて呼びかけさせていただきました。

それが午前中であつたり、行事が重なつたりとか浸透啓発が行き届いていなかったとか、色々な反省点は自分自身も感じております。終わった時点で来年はどうしようかということをしてすぐに振り返りまして、来年に向けて取り組んでいきたいという気持ちでありますけれども、来年は年齢層をみるとか、どこにターゲットを当ててやっていくとか、お父さん達からもあれだけ参画をいただきましたので、お父さん達も含めてそれぞれのパネルディスカッション形式でやっていきたいとか、そういう構想が少しありまして、また19団体の皆様にせっかく推進委員会になっただいておりますので、今後19団体の反省会をしながら、来年に向けた取り組みを強化していきたいという気持ちであります。

村田委員 来年なのですか、今年まだ半年あるのですよ。

樋口次長 こういう大きな市民の集いは来年になりますので、市民の集いをどうしていくかということで、お答えいたしました。

村田委員 これは、「早ね、早おき」を展開するためのひとつの手段ですよ。あと半年何をやっていくのかということは、どうなのですか。

樋口次長 あと半年は、市民の集いの反省会を元に推進委員会をもう一回開きまして、それぞれ団体でできることを話し合いたいと思っています。それから、3か月間の生活記録を書いていただいたことがありますので、そのまとめ、結果を保護者の皆さんに返して、啓発をし

ていきたいと考えています。また、標語をせっかく出していただきましたので、広報や色々な情報誌を出す時に載せてPRしていきたいと思っております。ホームページ関係についても、色々な情報を載せたいという話はしているのですが、動画関係は駄目ですか、塩尻市のホームページには限界、制約がありますので、その中でできるだけホームページも活用しながらどういう啓発活動ができるかということは今考えているところです。

藤村教育長 この運動の評価というのは、ただこのイベントだけで評価するものではありませんので、活動のひとつの通過点としてこういうイベントを考えると、それについては今反省があった通り、確かに啓発とか色々な面でもう少し準備を整えてやれば良かったという反省はしているわけです。ただ、色々なところでこの運動に参加しているのは、主には子どもと、その保護者が関わっているという中では、もう少しこうした方が良かったとか、あるいはこういう点はまずいのではないかと、そんな意見も色々いただいておりますので、それがひとつの評価ということで、この運動にかなり関心を持って取り組んでいただいているという感触は持っています。

この運動は、1年や2年で完結するものとは思っていませんので、ところどころで少しねじを巻くといえますか、あらためてこの運動に対して目を向けるようなきっかけ作りはしていかなければいけないと考えています。原則的には、この運動は、日々子ども、保護者を含めた社会の運動と捉えていますので、いつ本当の成果が出てくるかはわかりませんが、これが本当に身に付けばよい子どもが育ってくるだろうし、あるいは学力の面とか心の問題とか、そういう面で必ず良い成果が出てくるということを確認してこの運動は続けているわけですので、色々な場面で評価をしていただいたり、修正を加えたりして、少し長い視点を持って進めていきたいと考えております。

村田委員 それに対して、結局、単年度の計画のイベントは取りあえずありますが、では来年何やりますかとか、では3年間の計画にしましょうとか、では5年後にはどうなっているか、というプランが何も無いのですよ。ただ毎年繰り返していきますよという内容ですので、少し極端な話かも知れませんが、砂のところに水をまいているだけで、どうやってその効果を見るのですかというところ、全体的な企画とそのPDCAをどう回していくか、効果をどうするかというところが弱いのではないかといいたいのです。どうしてもイベントがたくさんあって、何かイベント屋さんようになっていく。イベントをやれば自分達の仕事が終わっているような感じになっていて、何かこれで良いのかなということを常々思うのですが、そのへんは今日結論が出る話ではないと思いますけれども、そういう視点で是非中身を検討していただきたいと思います。

百瀬委員長 委員からの意見ということで皆さん受けとめていただいて、より良い企画、計画につなげていただければと思います。よろしいですか。

丸山代理 ひとつ提案なのですが、せっかく「早ね、早おき、朝ごはん」に「読書」とあるので、図書館祭りはすごく盛況だったというデータを見ますと、本に対するニーズみたいなものはあると思いますので、もちろん廃本になったものを選ぶということもあったとは思いますが、やはり見たい聞きたい知りたいということがあり、民度がそういう点では高いと思うので、単に参加者をあて職の動員でがんばっていくということではなくて、読書への意欲等とまたリンクをさせてやるのも良いと思います。なぜかという、この間の講演会に、子ども達が少ないと私は思ったのです。もっと子ども達が来てくれれば良かったのですが、そうなる講演会だけというのは子ども達にはなかなか難しいので、もう少し何かと組み合わせるといって、例えば「お話し会」をするとか、表彰される子ども達も時間が大変ではなか

ったかと思ったので、そういう点で内容をもう少し図書館祭りなどと一緒に考えていけたら良いのではないかと。今回はたまたま日程も同じであったりしたので、述べておきます。
百瀬委員長 それではよろしいですか。以上で、9月定例教育委員会を終わりたいと思います。ご苦勞様でございました。

午後3時00分に閉会する。
以上

平成19年11月19日

署 名

委 員 長 百 瀬 哲 夫

同職務代理者 丸 山 典 子

委 員 岡 本 た ま

委 員 村 田 茂 之

教 育 長 藤 村 徹

記 録 職 員 教 育 総 務 課
教育企画係長 青 木 実
